

## 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

久喜市

### 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

### 2 促進計画の目標

#### 1. 全地区

##### (1) 現況

本市の地形は、おおむね平坦で標高は 8 ～ 14 m のやや西高東低緩やかな勾配をなしており、利根川、中川、青毛堀川、元荒川、葛西用水路及び見沼代用水など多くの河川や用水路に多くの河川や用水路に恵まれている。

また、土壌は、利根川沖積層に属し、米や麦等の農作物に適する砂質土壌で水稻を始め果実、野菜等の栽培が営まれている。

しかし近年、農業従事者の高齢化や担い手の減少などにより、水路等の維持管理が難しくなっており、農業・農村の有する多面的機能の低下が懸念されるとともに、農業用施設の老朽化が進行していることから生産基盤の整備が求められている。

##### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地区では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	久喜地区	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業
②	菖蒲地区	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業
③	栗橋地区	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業
④	鷺宮地区	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。